

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項				
1	協力会社の定義について	9	4	(1)	1)	選定事業者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者(以下「協力会社」という。)となっていますが、協力会社は選定事業者から直接業務を請負う企業のみを指すのでしょうか。また、協力会社が応募グループのいずれかの企業を通して選定事業者から業務を受託することは可能でしょうか。	お考えのとおりです。後段については不可能です。
2	応募者の参加要件	9	4	(1)	1)	以下の通知(建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について「契約事務の適正な執行について」)は、どこで入手若しくは閲覧可能でしょうか。	施設部企画課において閲覧可能です。また、「国立学校工事契約事務必携(平成14年版)」(株ぎょうせい発行)に掲載されています。
3	応募者の参加要件	9	4	(1)	1)	(イ) 角間 団地の基本設計の作成に関与した者とは、(株)佐藤総合計画と理解してよろしいですか。	角間 団地の基本設計は(株)日建設計が行っています。
4	応募者の参加要件	9	4	(1)	1)	「自動化書架の維持管理を行う者」の定義としては、納入メーカーを規定しているのですか。それとも実質的に維持管理を行う企業を示しているのでしょうか。	納入メーカーが維持管理を行うことを想定しておりますが、実質的に維持管理を行う企業と理解していただいて構いません。
5	応募者の構成員等の資格要件	10	4	(1)	2)	応募グループ中の構成員の中に資格要件を満たさない企業が入ることは可能でしょうか。	4.(1)2)応募者の構成員等の資格等要件」を満たさない企業が構成員になることは可能です。ただし、構成員及び協力会社は、すべて 4.(1)1)応募者の参加要件等」を満たす必要があります。
6	応募者の構成員等の資格等要件	10	4		2)	設計と建設の両業務を建設会社が行っても構わないと解釈して宜しいでしょうか。	資格等の要件を満たせば、設計と建設の両業務を建設会社が行っても構いません。ただし、工事監理業務と建設業務については兼務することはできません。
7	応募者の構成員等の資格等要件	10	4		2)	工事監理業務と建設業務が兼務できないとありますが、応募グループ又は協力会社に複数の建設会社がある場合、1社が工事監理業務を行い、他の会社が建設業務を分担することは可能ですか。	工事監理業務と建設業務を同一の企業が担当するのであれば構いません。
8	設計の資格について	10	4	(1)	2)	(オ) 設計に当たる者の前提として、設計JVを考えてよろしいでしょうか。可能な場合、設計事務所の実績としてJV中の一社でも実績を有していればよろしいでしょうか。	応募グループに複数の設計会社が参加する場合は、その各社を構成員又は協力会社としてください。この場合、各社とも4.(1)2) の(ア)(イ)(ウ)(エ)を満たしている必要があります。また、4.(1)2) (オ)に関し、応募グループとして条件を満たす総括技術者及び主任技術者を専任で配置できることが必要です。
9	共同設計の場合の設計者に当たるものの要件	10	4	(1)	2)	(オ) 共同設計の場合はそのうちの一社が本要件(オ)を満たしていればよいでしょうか。	その通りです。
10	設計者の資格要件	10	4	(1)	2)	(オ) 複数名義による共同設計者として応募する場合、全ての参加企業(構成員、協力企業)が記載の資格要件を満たす必要がありますか。または1社の参加企業が資格要件を満たせば、資格要件を満たさない企業を共同設計者として応募可能と考えてよろしいでしょうか。	4.(1)2) (オ)に関し、応募グループとして条件を満たす総括技術者及び主任技術者を専任で配置できることが必要です。ただし、この場合、各社とも4.(1)2) の(ア)(イ)(ウ)(エ)を満たしている必要があります。

NO	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
11	設計に当たる者の要件について	10	4	(1)	2)	(オ)	複数の設計会社が共同で設計する場合は、そのうちの1社が当該項目にある総括技術者及び主任技術者を配置できればよろしいのでしょうか。 その場合、様式2-6-2の設計実績は同技術者を配置する会社のみのものでよろしいでしょうか。	NO8の回答と同じです。また、様式2-6-2の設計実績は総括技術者及び主任技術者を配置する会社のもののみで結構です。
12	設計に当たるものの担当者について	10	4	(1)	2)	(オ)	担当者個人の経験を問うていると捉え、この担当者が他の設計事務所に所属していたときの業務も実績としてよろしいでしょうか。	実績として構いません。ただし、当該実績を証明できる資料(契約書の写し、業務に関与したことが証明できるもの等)を添付してください。また、様式2-6-2の記載については、適宜必要となる欄を追加してください。
13	応募者の構成員等の資格等要件	11	4	(1)	2)		施設整備工事に係る仮設経費等を削減する意味で、建築一式工事の資格のみ有する建設会社がSPCと工事請負契約を締結し、電気工事・管工事部分は資格を有する設備工事企業に再委託する契約形態は可能と考えてよろしいですか。	応募グループの構成員及び協力会社で4.(1)2)の要件を満たす必要があります。したがって、ご質問の契約形態は不可と考えます。
14	応募に関する条件等について	11	4	(1)	2)	(ウ)	(例えば)A社、B社で共同で施工する場合、A社もしくはB社の何れかが施工実績を有すれば良いと理解してよろしいですか。	その通りです。
15	応募に関する条件等について	11	4	(1)	2)	(ウ)	また上記の、何れかが施工実績を有するA社B社の場合と、両社とも実績を有するC社D社の場合では評価及び選定方法に差が生じるのでしょうか。	落札者決定基準に示すとおり、実績は資格審査に用いるためのものであり、評価対象とは致しません。
16	応募者の構成員等の資格等要件	11	4			(ウ)	複数の建設会社が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあつては、そのうちの1者が工事種類ごとの下記の施工実績を有すれば良いものとする。」とあるが、電気設備工事、機械設備工事についても共同して施工する場合の施工実績は1社のみでよろしいのでしょうか。また、共同して施工する場合の企業は共同企業体とするのでしょうか。	複数の企業が共同して工事を施工する場合は、施工実績については、建築一式工事、電気設備工事、機械設備工事、それぞれについて1者が有していれば構いません。また、大学はSPCと事業契約を締結するので、共同して施工する場合の企業は必ずしも共同企業体とする必要はありません。
17	建設に当たる者の要件について	11	4	(1)	2)	(ウ)	平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること」とありますが、総合建設会社が電気・管工事を含む建築工事一括での元請実績を有しており、各工事毎に主任または管理技術者を配置すれば、その総合建設会社は本件において建築、電気、管工事を全て実施することができるという理解でよろしいでしょうか。	電気・管工事を含む建築工事一括での元請実績を、建築一式工事、電気工事、管工事、それぞれの該当する実績として構いません。したがって、各工事ごとに主任技術者または監理技術者を当該工事に専任で配置できれば、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えありません。
18	工事監理の実績について	12	4	(1)	2)	(オ)	工事監理の実績について、所属する設計事務所の実績がなく、個人の実績において有する場合はよろしいのでしょうか。	実績として構いません。ただし、条件を満たす者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置することが必要です。また、当該実績を証明できる資料(契約書の写し、業務に関与したことが証明できるもの等)を添付してください。なお、様式2-9-2の記載については、適宜必要となる欄を追加してください。

NO	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
19	工事監理者の資格要件	12	4	(1)	2)	(オ)	複数名義による共同工事監理者として応募する場合、全ての参加企業(構成員、協力企業)が記載の資格要件を満たす必要がありますか。または1社の参加企業が資格要件を満たせば、資格要件を満たさない企業を共同工事監理者として応募可能と考えてよろしいでしょうか。	4.(1)2) (オ)に関し、応募グループとして条件を満たす者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できることが必要です。ただし、この場合、各社とも4.(1)2) の(ア)(イ)(ウ)(I)を満たしている必要があります。
20	自動化書架の維持管理を行う者の要件について	12	4	(1)	2)		自動化書架の維持管理を行う者については、資格・実績等の要件は一切ないと考えてよろしいでしょうか。	4.(1)2)応募者の構成員等の資格等要件」における資格・実績等の要件はありません。
21	特別食堂の運営を行う者の要件について	12	4	(1)	2)		特別食堂の運営を行う者については、資格・実績等の要件は一切ないと考えてよろしいでしょうか。	4.(1)2)応募者の構成員等の資格等要件」における資格・実績等の要件はありません。ただし、2.(7)5)特別食堂について」に示すとおり、営業にあたって必要な許認可については選定事業者が申請する必要があります。
22	落札者の定義について	13	4	(1)	4)		落札者について、落札者決定以降事業契約締結までに指名停止等に該当することとなった場合は失格とする。」とありますが、この「落札者」の定義には協力企業も含まれるのでしょうか？	入札公告 2(2)入札参加者及び協力会社の参加要件」において の指名停止を受けている期間中でないこととしているところであり、当然、協力会社も含まれます。
23	入札説明書等に関する質問及び回答について	17	4	(3)	1)		回答の公表は平成15年3月24日を目途として・・・とありますが、参加資格をはじめとした参加表明書に関連する項目については、出来るだけ早期の回答をお願いしたいと考えています。	ご意見として承ります。

NO	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
1	様式2-5 事業実施体制	13					本ページに記載が必要な企業名称は、グループ構成員、協力会社のみと理解してよろしいでしょうか。	構成員及び協力会社は必須とし、その他(金融機関等)については、できる限り具体的に記入してください。
2	(様式2-6-2)設計実績について	15					「2設計を担当する企業が複数の場合は、本様式に準じて適宜記入欄を追加してください。」とありますが、設計JVを編成した場合、全ての構成員が条件に見合う実績を有していることが必要ということですか。	実績を有する設計会社のみで構いません。
3	実績証明書資料について	15 他					「実績を証明できる資料として契約書の写し等を添付すること」とありますが、契約金額等はマスキングして構いませんか。	契約書の写し等は、マスキングしないで提出してください。
4	様式2-10 添付書類提出確認書	21					競争参加資格審査の等級等を証する書類とは、設計会社・工事監理会社に関しては設計・コンサルティング業務の有資格者登録、建設会社に関しては一般競争参加資格認定通知書、維持管理会社に関しては役務の提供等の等級を指すと理解してよろしいでしょうか。また自動化書架の維持管理、特別食堂の運営に関しては当該資格及び書類は必須ではないと理解してよろしいでしょうか。	その通りです。なお、自動化書架の維持管理及び特別食堂の運営に関しては、競争参加資格の等級等を証する書類を提出できない場合、～までの添付書類を提出してください。
5	枚数制限について	43 その他					「本様式1枚に、具体的に記入してください」とありますが提案内容を説明するのに枚数が不足する場合は1枚以上としてよいでしょうか。	様式集「1.1.(3)書式等」に示すとおり、ページ数に制限がある場合は、それを遵守してください。